

参考表

第1表 施設の種別別調査対象施設数

平成25年10月1日現在

	基本票		詳細票			基本票		詳細票	
	調査対象施設数 ¹⁾	集計施設数 ²⁾	回収施設数 ³⁾	集計施設数 ⁴⁾		調査対象施設数 ¹⁾	集計施設数 ²⁾	回収施設数 ³⁾	集計施設数 ⁴⁾
総 数	59 500	58 613	51 108	50 684					
保護施設	296	292	233	230	児童福祉施設	34 549	33 938	29 305	29 061
救護施設	184	184	183	183	助産施設	483	403
更生施設	20	19	20	19	乳児院	131	131	131	131
医療保護施設	60	60	母子生活支援施設	263	248	249	243
授産施設	21	18	20	18	保育所	24 291	24 076	22 717	22 594
宿所提供施設	11	11	10	10	(再掲) 幼保連携型認定こども園 ⁵⁾	511	510	480	480
老人福祉施設	5 361	5 308	5 040	5 004	(再掲) 保育所型認定こども園	139	139	130	130
養護老人ホーム	957	953	915	913	児童養護施設	591	590	572	571
養護老人ホーム(一般)	907	903	868	866	障害児入所施設(福祉型)	263	263	251	251
養護老人ホーム(盲)	50	50	47	47	障害児入所施設(医療型)	189	189	165	165
軽費老人ホーム	2 198	2 198	2 079	2 079	児童発達支援センター(福祉型)	355	355	339	339
軽費老人ホーム A 型	213	213	207	207	児童発達支援センター(医療型)	107	107	98	98
軽費老人ホーム B 型	22	22	20	20	情緒障害児短期治療施設	38	38	38	38
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 963	1 963	1 852	1 852	児童自立支援施設	59	59	57	57
老人福祉センター	2 206	2 157	2 046	2 012	児童家庭支援センター	96	96	95	95
老人福祉センター(特 A 型)	258	253	233	231	児童館	4 761	4 598	4 593	4 479
老人福祉センター(A 型)	1 491	1 454	1 385	1 358	小型児童館	2 871	2 723	2 748	2 640
老人福祉センター(B 型)	457	450	428	423	児童センター	1 772	1 767	1 733	1 731
障害者支援施設等	6 122	6 099	5 566	5 549	大型児童館A型	17	17	17	17
障害者支援施設	2 654	2 652	2 478	2 476	大型児童館B型	4	4	4	4
地域活動支援センター	3 307	3 286	2 940	2 925	大型児童館C型	1	1	1	1
福祉ホーム	161	161	148	148	その他の児童館	96	86	90	86
身体障害者社会参加支援施設	324	322	317	316	児童遊園	2 922	2 785
身体障害者福祉センター	163	162	158	157	母子福祉施設	61	60	59	58
身体障害者福祉センター(A 型)	35	35	35	35	母子福祉センター	56	56	54	54
身体障害者福祉センター(B 型)	128	127	123	122	母子休養ホーム	5	4	5	4
障害者更生センター	6	5	5	5	その他の社会福祉施設等	12 738	12 546	10 539	10 418
補装具製作施設	18	18	17	17	授産施設	71	70	69	69
盲導犬訓練施設	13	13	13	13	宿所提供施設	293	291	266	264
点字図書館	73	73	73	73	盲人ホーム	23	19	23	19
点字出版施設	11	11	11	11	無料低額診療施設	477	475
聴覚障害者情報提供施設	40	40	40	40	隣保館	1 112	1 089	1 067	1 050
婦人保護施設	49	48	49	48	へき地保健福祉館	57	50	46	41
					へき地保育所	622	517	547	486
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	8 547	8 502	7 503	7 472
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	1 536	1 533	1 018	1 017

注:1) 調査対象施設数は、基本票の活動中又は休止中の施設数である。
 2) 基本票の集計施設数は、基本票の活動中の施設数である。
 3) 回収施設数は、詳細票の回収があった施設数である。
 4) 詳細票の集計施設数は、詳細票を回収した施設のうち活動中の施設数である。
 5) 幼保連携型認定こども園は保育所部分のみである。